

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する 条例

昭和46年9月14日

条例第10号

改正 昭和49年3月1日条例第1号
昭和50年6月6日条例第1号
昭和58年6月14日条例第2号
昭和59年6月4日条例第6号
平成元年2月20日条例第1号
平成3年7月2日条例第1号
平成6年10月17日条例第2号
平成13年3月6日条例第4号
平成13年10月12日条例第6号
平成19年2月22日条例第2号
平成28年2月26日条例第3号
平成29年3月14日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条及び第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この条例の規定により報酬の支給を受ける者は、議会の議員及び法第180条の5に掲げる委員（以下「議員等」という。）とする。

2 この条例の規定により弁償する費用は、前項の規定による議員等がその職務を行うために要した費用又は組合の依頼により出頭し又は旅行した者が現に要した実費とする。

3 この条例により給料、手当及び旅費の支給を受ける者は、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）とする。

4 前各項に掲げる者以外の非常勤の委員及び嘱託員

(給与の額)

第3条 給料及び報酬の額は、別表第1に掲げる額とする。

(給与の支給方法)

第4条 新たに管理者等若しくは議員等になった者又はこれらの職を退職し、失職し又は死亡した者の給料又は報酬は、その職に就任した日から、又はその退職若しくは失職の日まで、死亡したときは、その日の属する月の末日までについて支給する。

2 前項に定めるもののほか、給与の支給方法は、一般職員の給与の支給方法によるものとする。

(旅費及び費用弁償の種類)

第5条 旅費及び費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

(旅費及び費用弁償の額)

第6条 管理者等及び議員等に支給する旅費及び費用弁償の額は、次の各号に定めるもののほか別表第2に掲げる額を実費として支給する。

(1) 鉄道賃の額は、運賃の等級を区分する線路による旅行の場合には上級の運賃、運賃の等級を設けない線路の旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(2) 船賃の額は、運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には上級の運賃、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃

2 前項に定める者以外の者に弁償する費用の額は、一般職の職員の旅費相当額を実費とみなして支給する。

3 前2項の規定による旅費及び費用弁償の額は、その者の住所若しくは居所を起点として計算する。

4 第1項及び第2項に定める者が、出張中死亡した場合には、一般職の職員の場合により、その者の遺族に対し旅費及び費用弁償を支給することができる。

(旅費及び費用弁償の支給方法)

第7条 前2条の規定による旅費及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員

の例によるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について、必要な事項は別に管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年9月3日から適用する。

附 則 (昭和49年3月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年6月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年6月14日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年6月4日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年2月20日条例第1号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年7月2日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年10月17日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月6日条例第4号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月12日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月14日条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

| 区 分 | | 給料及び報酬 |
|----------------------|--------------|-------------|
| 管 理 者 | | 年 額 14,000円 |
| 副 管 理 者 | | 年 額 14,000円 |
| 議 会 議 長 | | 年 額 14,000円 |
| 議 会 副 議 長 | | 年 額 14,000円 |
| 議 会 議 員 | | 年 額 14,000円 |
| 監 査 委 員 | 知識経験を有する者 | 月 額 3,000円 |
| | 議員の中から選出された者 | 月 額 1,000円 |
| 情報公開・個人情報 保護審査会委員 | 弁護士資格を有する委員 | 日 額 15,000円 |
| | その他の委員 | 日 額 6,000円 |
| 行政不服審査会委員 | 弁護士資格を有する委員 | 日 額 15,000円 |
| | その他の委員 | 日 額 6,000円 |
| 法務嘱託員 | | 日 額 20,000円 |

別表第2（第6条）

| 区 分 | 車 賃 | 宿 泊 料 (1夜につき) | 食 卓 料 (1夜につき) |
|------------------|---------------------|------------------|------------------|
| 管 理 者 等 議 員 等 | 職員に支給すべき 額に相当する額 | 15,000円 | 3,000円 |